

事務専門問題

令和元年(2019年)5月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は5題あります。そのうち1題を選択して解答してください。
3. 解答時間は2時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、**解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。**
6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法・・・1ページ～5ページ

民 事 法・・・6ページ～7ページ

経 済 原 論・・・8ページ～11ページ

財 政 学・・・12ページ～13ページ

公 共 政 策・・・14ページ～17ページ

公法

都道府県議会の議員の定数については、地方自治法第90条第1項から第3項までの規定において、条例で定めるものとされ、変更の要件が定められている。また、都道府県議会の議員の選挙区については、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるものとされている（公職選挙法第15条第1項）。さらに、選挙区の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県議会の議員の定数をもって除して得た数（以下「議員1人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならず、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けるものとされ（同条第2項）、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けることができるものとされている（同条第3項）。また、政令指定都市については、公職選挙法第15条第1項から第3項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上に分けた区域とし、この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、原則として、区の区域を分割しないものとされている（同条第9項）。

このようにして定められた各選挙区において選挙すべき議員の数について、公職選挙法第15条第8項は、本文において、「人口に比例して、条例で定めなければならない」とする一方で、ただし書において、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」としている。

A県は、人口約360万人の県である。A県では、こうした規定に基づき、「A県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例」（以下「本件条例」という。）を定めていた。平成31年初の段階では、本件条例は、20選挙区に55人の定数を配分していた。これに基づき、平成31年4月20日、A県議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）が施行された。

この選挙では、一票の価値について選挙区で大きな格差が生じた。まず、A県には、人口8,000人（有権者7,000人）ほどの離島であるC島がある。C島に行くには、A県南端の港からフェリーで半日ほどを要する。C島には、基礎的自治体としてC島町が

設置されている。もともと、C島町は、県議会議員選挙で、A県南端の港を含む地区と一つの選挙区とされていたが、島民の要望もあり、平成18年から、公職選挙法第15条第8項ただし書に基づき、C島町の区域を一選挙区とする「C島選挙区」が設置されるようになった。A県議会議員の定数は、おおむね有権者7万人に1人という比率で配分されているため、本件選挙では、他の多くの選挙区とC島選挙区との間で約10倍の格差が生じた。最大格差は、C島選挙区と県東部のD選挙区との間に生じた12倍だった。以下、この格差を「格差1」と呼ぶ。

また、A県では、平成元年頃から県東部への大規模な人口流入が生じており、急速な人口変動に定数条例の改正が追い付かない状況にあった。このような中、本件選挙では、D選挙区と県東部のE選挙区で5倍の格差が生じていた。なお、この格差は、平成10年の段階で3倍、平成20年の段階で4倍、平成25年には4.5倍となっていたが、県議会は、抜本的な対応をせず、選挙区の区割りをそのままにしてきた。以下、この格差を「格差2」と呼ぶ。

こうした状況の中、A県では、県議会議員の定数是正の進め方が問題となっていた。

以上の事実関係を踏まえて、次の問いに答えよ。

【問1】 憲法上、公職の選挙には、五つの原則に基づいて実施することが要請される。その五つの原則の名称と内容をそれぞれ簡単に説明せよ。

【問2】 A県で生じている「一票の格差」は、なぜ、憲法上、望ましくないのか。「一票の格差」が大きくなると、どのような問題があるかを指摘しながら説明せよ。

【問3】 格差1及び格差2の適法性や合憲性は、どのような基準で判断されるべきか。過去の裁判例の考え方に言及しながら、あなたの考えを述べよ。

【問4】 あなたは、格差1及び格差2の適法性や合憲性について、どのように考えるか。問3で解答した基準をもとに述べよ。なお、格差1及び格差2を違憲と考える場合、どのように改善すれば合憲と評価できるかも簡単に説明せよ。

【参考条文】

○日本国憲法 [抜粋]

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又

は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第2項以下略

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）〔抜粋〕

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 3 第6条の2第1項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。
- 4 第6条の2第1項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。

- 5 前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 6 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。
- 7 第4項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

○公職選挙法（昭和25年法律第100号）〔抜粋〕

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第6項及び第9項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考

慮して合理的に行わなければならない。

- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第1項から第3項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第5項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

民事法

次の【問1】、【問2】に答えよ。

【問1】

Aは、甲土地を所有している。

以上を前提として、次の(1)～(3)に答えよ。なお、(1)～(3)は独立した問題であり、他の問題を前提とせず答えること。

- (1) Aの配偶者Bは、事業に失敗して多額の借金を抱えていたことから、Aに無断で甲土地を売却し、その売却代金を借金の返済に充てることを計画した。そこで、Bは、Cに対し、甲土地の購入を打診した。Cは、「甲土地はAの所有であるが、売っても大丈夫か」とBに尋ねたところ、Bは、「Aは反対していないので大丈夫だ。夫婦のことなので信頼してもらってよい」と回答した。しかし、実際には、Bは甲土地の売却についてAの了承を得ておらず、Cはこのことを知らなかった。その後、Bは、Aの代理人として、Cとの間で、甲土地を代金1,300万円でAがCに売却する旨の契約を結んだ。

この場合において、AC間及びBC間の法律関係はどうか説明せよ。

- (2) Aが遺言を残さずに死亡し、Aの3人の子であるDEFがAを相続した。Eは、DFが遠隔地に住んでいて甲土地の様子を十分に把握していないことを利用して、DFに無断で、甲土地の上に乙建物を建築して所有している。それから1年後、DFはこの事態を知った。

この場合において、DFは、Eに対し、どのような請求をすることができるか説明せよ。

- (3) Aは海外に赴任しており、甲土地を訪れるのは毎年1回程度であった。ある年、Aが甲土地を訪れると、数十本の古タイヤが甲土地の上に放置されていた。調査の結果、これらの古タイヤはGの所有であり、Gが放置したものであることが判明した。そこで、AがGに対して古タイヤの撤去を請求したところ、Gは、「古

タイヤを放置した際にそれらの所有権は放棄しており、私はもはや古タイヤの所有者ではないから、撤去の責任を負わなくてよいはずだ」と反論した。

Gの反論は、民法上認められるかどうか説明せよ。なお、民法以外の法律に関わる事項に言及する必要はない。

【問2】

Xは、Yに対し、金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）に基づく500万円の貸金返還請求訴訟を提起した。これに対し、Yは請求棄却判決を求め、第1回口頭弁論期日において、500万円をXから借り受けたことは認めるが、銀行からの融資により弁済期までにすでに全額弁済していると陳述した。これに対し、Xは弁済の事実を否認している。

以上を前提として、次の(1)、(2)に答えよ。

- (1) 第2回口頭弁論期日において、Yは、「500万円をXから借り受けたことは認めるとしたのは間違いで、本当は借り受けたことはない」と陳述し、これに対してXは異議を述べた。このような場合につき、「500万円をXから借り受けたことは認める」とのYの陳述の訴訟法上の意義を述べた上で、このような変更が許されるか、許されるとした場合、それはどのような要件のもとで許されるのかについて解答せよ。
- (2) (以下は、(1)の陳述の変更はなかったものとして解答すること)

証拠調べの結果、受訴裁判所は、Yが本件契約に基づく貸金の弁済期までに500万円をXに渡したことは認められるが、その趣旨は、その頃YがXから購入した絵画の代金として支払われたものであり、貸金の返済の趣旨ではないという心証に達した。なお、かかる売買契約やそれに基づく代金支払いの事実は、それを裏付ける証拠は取り調べられていたが、その事実について、XもYも口頭弁論期日では主張していなかった。このような場合、受訴裁判所は、Yの弁済の主張には理由がないとして、Xの請求を認容する判決をすることができるか、理由を付して解答せよ。

経済原論

次の I ~ IV に答えよ。

- I シンプルなジョブ・サーチ理論を考える。職を得ている労働者に当たる就業者は、 s の確率で仕事を失い失業者となる。労働者全体のうち、 u の割合で失業者が存在し、そのうち p の割合の失業者が、企業からの賃金の提示に当たるジョブオファーを受ける。実質賃金 w を支払う仕事につくことによって得られる労働者の価値は、 $V_e(w)$ によって表される。ここでは、 $V_e' > 0$ 、 $V_e'' < 0$ を仮定する。また、同じ実質賃金 w を支払う仕事でも、離職確率 s が高い場合、その仕事から得ることのできる価値は なる。失業している時の価値 V_u は、実質賃金と独立に決定され、失業保険の給付額などに依存する。さらに、失業中に新たなジョブオファーを受ける確率 p が高くなると、たとえ今回のオファーを見送ったとしても、新たなより良い仕事を簡単に見つけることができるので、 V_u は高くなる。職探しをしている失業者は、就職することによって得られる価値と失業している時の価値とを比較して、最低限の許容できる実質賃金 w^* を決める。これを 賃金とよぶ。労働者が w^* よりも高い仕事のオファーを受ける確率を $F(w^*)$ とする。これは、 w^* の 関数である。

以上のことを踏まえて、次の (1) ~ (5) の問いに答えよ。

- (1) 上の空欄 ~ を埋めよ。
- (2) 失業給付の額が増えると、 w^* はどのように変化するか説明せよ。
- (3) 定常状態における失業率を求めよ。
- (4) 離職確率 s が高くなると、定常状態における失業率はどのように変化するか説明せよ。
- (5) ジョブオファーを受ける確率が高くなると、定常状態における失業率はどのように変化するか説明せよ。

II ソロー・モデルを考える。生産関数は、

$$Y_t = A (K_t)^\alpha (L_t)^{1-\alpha}, t=0, 1, 2, \dots$$

で与えられる ($0 < \alpha < 1$)。ここで、 $A (> 0)$ は技術水準を表し、 K_t は t 期の資本ストック、 L_t は t 期の労働人口である。

この経済における労働人口は、一定の率 $n > 0$ で増加する。家計は所得の一定割合 ($1 - s$) を消費し、残りを貯蓄する。ここでは、 $0 < s < 1$ とし、資本ストックの減耗率は $0 < \delta < 1$ 、 K_0 は所与とする。

以上のことを踏まえて、次の (1) ~ (5) の問いに答えよ。

なお、必要であれば適宜簡潔なグラフなどを用いてもよいが、その際、グラフの意味するところを正確に記述すること。

- (1) 定常状態における一人当たり消費を最大化するような一人当たり資本ストックの値を求めよ。
- (2) (1) のような定常状態を達成するために必要な貯蓄率 (s^*) を求めよ。
- (3) 定常状態における現在の貯蓄率が $s < s^*$ であるとする。政府が貯蓄率を s^* に引き上げる政策をとったとき、一人当たりの消費は時間を通じてどのような影響を受けるか説明せよ。
- (4) $t - 1$ 期まで経済が定常状態にあると想定する。 t 期に技術水準が $A' > A$ に上昇し、以後もこのレベルが継続するとする。このような技術水準の上昇は、経済にどのような変化をもたらすか。一人当たり生産量及び一人当たり資本ストックに着目し、これらの変数の時間を通じた変化を説明せよ。
- (5) (4) に記載の技術水準の上昇が、資本ストックの実質レンタルコスト及び実質賃金に与える影響を説明せよ。

Ⅲ プレイヤー1、プレイヤー2という二人のプレイヤーによるゲームを考える。
プレイヤー1にはゲーム開始前に初期保有として400円が与えられる。

ゲームではまず、プレイヤー1がその400円のうちいくらをプレイヤー2に分け与えるか、0円、100円、200円、300円、400円の五つの提案額の中から一つを選択し、プレイヤー2に提案する。

次に、プレイヤー2がその提案を受諾するか拒否するかを決め、ゲームが終了する。プレイヤー2が提案を受諾した場合には、プレイヤー2は提案額を受け取り、プレイヤー1は残額を受け取る（例えば、仮に提案額100円が受諾された場合には、プレイヤー1が300円、プレイヤー2が100円を受け取る）。

プレイヤー2に提案を拒否された場合には、プレイヤー1の初期保有は取り上げられ、両プレイヤー共に0円を受け取る。

このとき、以下の(1)～(6)の問いに答えよ。

- (1) このゲームに強支配戦略はあるか。あればその戦略を全て記載し、無ければ簡単にその理由を述べよ。
- (2) このゲームに弱支配戦略はあるか。あればその戦略を全て記載し、無ければ簡単にその理由を述べよ。
- (3) このゲームにおいては、プレイヤー1の提案額が300円で、プレイヤー2がその提案を受諾することがナッシュ均衡になることを示せ。
- (4) このゲームにおいては、プレイヤー1の提案額が300円で、プレイヤー2がその提案を受諾することは部分ゲーム完全均衡ではないことを示せ。
- (5) このゲームには部分ゲーム完全均衡が二つ存在する。それぞれの均衡における、プレイヤー1とプレイヤー2の戦略を述べよ。
- (6) 経済実験として複数組の被験者がこのゲームを実施し、プレイヤー1となったある被験者の提案額として200円が観察されたとする。このとき、この被験者の選択は合理的かどうか、簡潔に論ぜよ。

IV ある市場の需要関数は $Q = 24 - p$ (Q は需要量、 p は市場価格) で表され、同質な企業 i の費用関数はそれぞれ $c = 16 + q_i^2$ (c は費用、16 は参入した場合の固定費用、 q_i は企業 i の生産量) とする。すべての企業はプライス・テイカー、すなわち市場価格を所与として行動し、自由参入により市場均衡においてゼロ利潤を得ると仮定する。

このとき、次の (1)、(2) の問いに答えよ。

(1) 市場価格を所与とした、各企業の利潤を最大化する生産量を求めよ。

なお、参入しない場合も考慮すること。

(2) (1) の解答に基づいて、

(ア) 市場均衡価格

(イ) 市場均衡における各企業の実産量

(ウ) 市場均衡における企業数

(エ) 市場均衡における総生産者余剰 (ただし、固定費用は埋没していると仮定) をそれぞれ求めよ。

財政学

次の I ~ IV に答えよ。

- I 日本国憲法において、財政民主主義がどのように規定されているかを説明せよ。
- II 発生主義に基づく公会計の意義と、日本における公会計改革の経緯を説明せよ。
- III 世代会計と発生主義に基づく公会計の関係性について説明せよ。
- IV 公共選択論に基づく財政民主主義、公会計改革及び世代会計の意義と課題を説明せよ。

(このページは余白です。)

公共政策

次の【問1】、【問2】に答えよ。

【問1】

次の(1)～(4)の語句について、それぞれ10行程度で説明せよ。なお(1)～(3)については、国内外の公共政策の具体的な実例を示すこと。

- (1) インクリメンタリズム (incrementalism)
- (2) リバタリアン・パターナリズム (Libertarian paternalism)
- (3) PFI (Private Finance Initiative) におけるコンセッション方式
- (4) アリソンの組織過程モデル

【問2】

公立図書館とは図書館法【参考条文】第2条第2項に定められているように、「地方公共団体の設置する図書館」のことであり、東京都においても東京都立中央図書館と東京都立多摩図書館が設置されている。近年では、全国の地方公共団体において公立図書館の改革が進められており、例として民間企業による運営が検討・実施されている。そこで、公立図書館事業の特性並びに近年の改革の背景を踏まえた上で、公立図書館に関する政策評価（業績評価・業績測定）はどのように行われるべきか。包括的かつ具体的に論ぜよ。

【参考条文】

○図書館法（昭和25年法律第118号）【抜粋】

第一章 総則

（この法律の目的）

第1条

この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育

活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

